

【一部改正後】多治見市笠原幼保小中一貫教育研究会設置要綱

令和2年9月4日教育委員会告示第22号

改正

令和2年12月17日教委告示第31号

令和3年6月23日教委告示第18号

(目的と設置)

第1条 多治見市笠原校区の幼稚園、保育園、小学校及び中学校を対象とした義務教育学校を含む一貫教育（以下「笠原幼保小中一貫教育」という。）に関し、一貫教育の有効性、円滑かつ効果的な教育課程の導入及び施設整備の基本方針等について調査及び研究を行うため、多治見市笠原幼保小中一貫教育研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 研究会は、これまでの笠原幼保小中一貫教育の成果と実情を踏まえた一貫教育に関する基本方針及び一貫教育に関し必要な事項について調査及び研究する。

(組織)

第3条 研究会は、委員15人以内をもって組織する。

2 研究会の委員は、次に掲げる者のうちから、多治見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

- (1) 笠原小学校に在籍する児童の保護者を代表する者
- (2) 笠原中学校に在籍する生徒の保護者を代表する者
- (3) 多治見市立笠原小学校附属幼稚園に在籍する園児の保護者を代表する者
- (4) 多治見市笠原保育園に在籍する園児の保護者を代表する者
- (5) 笠原小学校及び笠原中学校の通学区域の住民を代表する者
- (6) 笠原小たじっこクラブの運営関係者
- (7) 一般公募市民（笠原小学校及び笠原中学校の通学区域の住民に限る。）
- (8) 笠原小学校を代表する者
- (9) 笠原中学校を代表する者
- (10) 笠原幼保小中一貫教育の推進に関係のある者
- (11) 教育総務課長
- (12) 教育推進課長
- (13) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、笠原校区における義務教育学校を含む小中一貫教育校の供用開始までとする。

(会長及び副会長)

第5条 研究会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、教育委員会が招集する。

2 研究会の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、有識者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、教育委員会事務局教育推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、会長が研究会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年12月17日教委告示第31号)

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月23日教委告示第18号)

この告示は、令和3年7月1日から施行する。